

現 行	改 正 案
<p><b>第1部 証券会社等の監督関係</b></p> <p><b>7. 弊害防止措置関係</b></p> <p><b>7-1 法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について</b></p> <p><b>7-1-3 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>証券会社等の内部管理の強化を図る目的で、証券会社等の役職員(兼職者も含む。)が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行なわれないことが不明確な場合には、法第45条に抵触するおそれがあり、また、証券会社と銀行(以下「銀行等」という。)の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場合には、当該合議機関の開催は法第65条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している証券会社に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議の議事録等につい</p>	<p><b>第1部 証券会社等の監督関係</b></p> <p><b>7. 弊害防止措置関係</b></p> <p><b>7-1 法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について</b></p> <p><b>7-1-3 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>証券会社等の内部管理の強化を図る目的で、証券会社等の役職員(兼職者も含む。)が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行なわれないことが不明確な場合には、法第45条に抵触するおそれがあり、また、証券会社と銀行(以下7-1において「銀行等」という。)の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場合には、当該合議機関の開催は法第65条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している証券会社に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議</p>

現 行	改 正 案
<p>て適宜説明を求め、必要がある場合には法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行うものとする。</p> <p>ただし、証券会社等において当該合議機関が内部管理に関する業務を遂行する一環の会議として非公開情報の授受を行うために法第 45 条ただし書に基づく承認申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 11 条の 3 の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査にあたっては、同条第 1 号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる業務運営体制」については、( ) 十分な牽制機能と法令等遵守の責任を負っている等、上記(1)の基準を満たす証券会社等それぞれにおける法務コンプライアンス部門の責任者( 管理部門統括責任者を含む。) の全員 ( 一の証券会社等の法務コンプライアンス部門の責任者が他の証券会社等の当該部門の責任者を兼ねている場合は当該者。) が必ず出席し ( やむを得ない事情により出席できない場合は、当該責任者があらかじめ指定する法務コンプライアンス部門の他の職員であって、当該責任者と同等の十分な牽制機能と法令遵守の責任を果たせる者が必ず出席するものとする。) 当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じているか、( ) 同合議機関においては、証券会社等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、( ) 当該合議機関の設置について合理性があると認められるか、( ) 個別の営業部門若しくは個別の取引・</p>	<p>の議事録等について適宜説明を求め、必要がある場合には法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行うものとする。</p> <p>ただし、証券会社等において当該合議機関が内部管理に関する業務を遂行する一環の会議として非公開情報の授受を行うために法第 45 条ただし書に基づく承認申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 11 条の 3 の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査にあたっては、同条第 1 号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる業務運営体制」については、( ) 十分な牽制機能と法令等遵守の責任を負っている等、上記(1)の基準を満たす証券会社等それぞれにおける法務コンプライアンス部門の責任者( 管理部門統括責任者を含む。) の全員 ( 一の証券会社等の法務コンプライアンス部門の責任者が他の証券会社等の当該部門の責任者を兼ねている場合は当該者。) が必ず出席し ( やむを得ない事情により出席できない場合は、当該責任者があらかじめ指定する法務コンプライアンス部門の他の職員であって、当該責任者と同等の十分な牽制機能と法令遵守の責任を果たせる者が必ず出席するものとする。) 当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じているか、( ) 同合議機関においては、証券会社等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、( ) 当該合議機関の設置について合理性があると認められるか、( ) 個別の営業部門若しくは個別の取引・</p>

現 行	改 正 案
<p>案件等の担当者及び責任者(証券会社等の経営を担う地位にある者(外国証券会社等においては支店長を含む。)で実質的に営業に従事している者を含む。)が構成員として参加することなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責任者に加え証券会社等の経営責任者(外国証券会社等については、その実質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。)のみが当該合議機関の構成員とされているかどうか、について、また、同条第2号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記( )～( )を確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。</p> <p>～ (略)</p> <p><b>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</b></p> <p>7 - 2 - 1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</p> <p>(1) 証券会社が有価証券の募集の取扱い又は売出しの取扱いを行う場</p>	<p>案件等の担当者及び責任者(証券会社等の経営を担う地位にある者(外国証券会社等においては支店長を含む。)で実質的に営業に従事している者を含む。)が構成員として参加することなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責任者に加え証券会社等の経営責任者(外国証券会社等については、その実質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。)のみが当該合議機関の構成員とされているかどうか、について、また、同条第2号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記( )～( )を確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。</p> <p>～ (略)</p> <p><b>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</b></p> <p>7 - 2 - 1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>合に、銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関(以下「銀行等」という。)が、当該証券会社が行う募集の取扱い又は売出しの取扱いに係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</u></p> <p>(2) <u>証券会社が有価証券の売買の媒介又は売買の委託の媒介を行う場合に、銀行等が、当該証券会社が行う売買の媒介又は売買の委託の媒介に係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</u></p> <p>(3) <u>なお、銀行等が勧誘行為をせず、当該顧客を証券会社に紹介することは、(1)及び(2)には該当しない。</u></p> <p>(4) <u>上記(3)の「紹介」には、以下の行為を含む。</u>                  ~ (略)</p> <p><b>7 - 2 - 2 法第65条第1項ただし書の規定の解釈について</b></p> <p>法第65条第1項ただし書に規定する、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有</p>	<p>(削除)</p> <p>(1) <u>銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関(以下7-2において「銀行等」という。)が行う以下の業務は、法第65条第1項により営業としてはならないとされている行為には該当しない。</u>                  __ <u>取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務</u>                  __ <u>勧誘行為をせず、単に顧客を証券会社に紹介する業務</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の「紹介」には、以下の行為を含む。</u>                  ~ (略)</p> <p><b>7 - 2 - 2 法第65条第1項ただし書の規定の解釈について</b></p> <p>法第65条第1項ただし書に規定する、銀行等が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は</p>

現 行	改 正 案
<p>有価証券店頭デリバティブ取引を行う業務については、次の点に留意することとする。</p> <p>(1) 銀行は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。</p> <p>～ (略)</p> <p>当該業務に係る注文用紙及び上記 に規定する文書を当該銀行の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。</p> <p>(2) 銀行が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格(売買の別及び価格については、法第42条第1項第5項に規定する売買の別及び価格をいう。)について、顧客の指示を受けるものとする。</p> <p>当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。</p>	<p>有価証券店頭デリバティブ取引を行う業務については、次の点に留意することとする。</p> <p>(1) 銀行等は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。</p> <p>～ (略)</p> <p>当該業務に係る注文用紙及び上記 に規定する文書を当該銀行等の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。</p> <p>(2) 銀行等が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格(売買の別及び価格については、法第42条第1項第5項に規定する売買の別及び価格をいう。)について、顧客の指示を受けるものとする。</p> <p>当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。</p>